

## 高松市・塩江町合併協議会幹事会部会規程

### (設置)

第1条 高松市・塩江町合併協議会幹事会規程(以下「規程」という。)第7条の規定に基づき、高松市・塩江町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)に別表に規定する高松市・塩江町合併協議会幹事会部会(以下「部会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 部会は、幹事会の幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、高松市・塩江町合併協議会規約第3条各号に掲げる事項について、実務的に協議し、又は調整するものとする。

### (組織)

第3条 部会は、別表の委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

### (部会長の職務)

第4条 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

2 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、事務局長の要請により、又は部会長が必要に応じて招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係者の出席を要請することができる。

4 部会は、必要に応じて関係する他の部会と合同の会議を開催することができる。この場合において、会議の議長は、関係する他の部会の部会長との協議により定める。

### (報告)

第6条 部会長は、会議の協議概要及び結果について、幹事会に報告するものとする。

### (庶務)

第7条 部会の庶務は、それぞれの部会ごとに当該部会長の属する市又は町の担当部署が処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表（第1条、第3条関係）

高松市・塩江町合併協議会幹事会部会

部 会 名	委 員	
	高 松 市	塩 江 町
総務部会	総務部長 総務部次長 秘書課長 秘書課国際交流室長 庶務課長 庶務課防災対策室長 人事課長 情報システム課長 広聴広報課長	総務企画課長
企画財政部会	企画財政部長 企画財政部参事 企画財政部次長 税務長 企画課長 企画課行政改革推進室長 財政課長 納税課長 市民税課長 資産税課長 財産活用課長 財産活用課公有財産管理室長 出納室長	総務企画課長 建設水道課長 税務調査課長 出納室長
市民部会	市民部長 市民部次長 市民生活課長 市民課長 人権啓発課長 保険年金課長 女性センター館長	総務企画課長 住民課長
健康福祉部会	健康福祉部長 市民病院事務局長 健康福祉部次長 福祉事務所長 保健所次長 市民病院事務局次長 健康福祉総務課長 介護保険課長 障害福祉課長 長寿社会対策課長 保護課長 こども未来課長 保健所保健総務課長 保健所生活衛生課長 保健所保健予防課長 保健所保健センター長 市民病院庶務課長 市民病院医事課長	住民課長 保健センター次長 塩江病院事務長

環境部会	環境部長 環境部参事 環境部次長 環境政策課長 環境政策課環境施設対策室長 環境保全課長 廃棄物指導課長 環境業務課長 環境業務課適正処理対策室長	総務企画課長 住民課長
産業部会	産業部長 産業部次長 競輪局長 中央卸売市場長 商工労政課長 観光課長 農林水産課長 土地改良課長 競輪局事業課長 中央卸売市場業務課長	産業観光課長 建設水道課長 税務調査課長
都市開発部会	都市開発部長 都市開発部次長 太田第二土地区画整理事務所長 都市計画課長 都市計画課交通政策室長 都市再開発課長 建築指導課長 公園緑地課長	総務企画課長 産業観光課長 建設水道課長
土木部会	土木部長 土木部次長 監理課長 監理課技術検査室長 道路課長 交通安全対策課長 河港課長 建築課長 住宅課長 下水道管理課長 下水道施設課長 下水道建設課長	総務企画課長 建設水道課長
消防部会	消防局長 消防局次長 総務課長 予防課長 消防防災課長 情報指令課長	総務企画課長

水道部会	水道局次長 経営企画課長 財務管理課長 お客さまセンター所長 水道整備課長 浄水課長	建設水道課長
教育部会	教育部長 教育部次長 総務課長 総務課新設統合校整備室長 学校教育課長 社会教育課長 少年育成センター所長 生涯学習センター館長 人権教育課長 市民スポーツ課長 教育文化研究所副所長 高松第一高等学校事務長	教育次長
文化部会	文化部長 文化部次長 市民文化センター館長 文化振興課長 歴史資料館長 図書館長 菊池寛記念館長 美術館美術課長	教育次長
監査部会	監査事務局長 監査事務局監査課長	総務企画課長 議会事務局長
公平部会	公平委員会事務局長	総務企画課長
選挙部会	選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会選挙課長	総務企画課長
農業委員会部会	農業委員会事務局長 農業委員会事務局農政課長	産業観光課長
議会部会	市議会事務局長 市議会事務局次長 総務調査課長 議事課長	議会事務局長